

## 重要事項説明書

### 1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人みずほ
所 在 地	名取市下余田字鹿島 86 番地 5
法人種別	社会福祉法人
代 表 者	理事長 森 精 一

### 2. 利用施設（事業所）

名 称	グループホームうらやす
所 在 地	名取市下余田字鹿島 86 番地 5
事 業 所	
指定番号	0 4 9 0 7 0 0 0 1 0
管 理 者	高橋 孝正

### 3. 施設の目的と運営方針

施設の目的 認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護又は要支援 2 以上であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行う事により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

運営方針 「もっと笑顔のためにできることいつも胸に」の理念のもとに、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の 24 時間にわたる心身の状況を踏まえながら、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。

また、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努め、総合的かつ適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 職員の職種、人数、職務内容

- (1) 管理者 1名（兼務）  
事業所の職員の管理及び業務の管理
- (2) 計画作成担当者（介護支援専門員） 1名（兼務）  
援助目標達成のための介護計画を作成する。
- (3) 介護職員 12名（兼務2名専従10名）  
利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、必要な介護及び支援を行う。

#### 5. 職員の勤務体制

早番(A1)	7：00～16：00
日勤(C)	8：30～17：30
日番(C1)	9：30～18：30
夜勤(S1)	16：00～ 9：00

#### 6. 入所定員 18名

#### 7. 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス内容

- (1) 事業所の計画作成担当者は、利用者の24時間にわたる心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成します。それぞれの利用者に応じて作成した介護計画は、利用者又はその家族並びに身元引受人に説明を行い、交付し、同意を得た上でサービスを開始します。
- (2) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。
- (3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。
- (4) 食事は、職員と共同で献立を考え、一緒に食事作りを行います。
- (5) 入浴は、快適に入浴できるように努めます。
- (6) 健康チェックにより身体の状態等の把握に努め、健康維持管理に最善を尽くします。
- (7) レクリエーションは機能訓練を兼ねたものを行い、利用者の生活の意欲向上に努めます。

- (8) 介護計画に基づき夜間及び深夜においても、利用者に配慮した介護を行います。
- (9) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が行うことが困難である場合は、利用者等の同意を得て、代わりに行います。
- (10) その他  
消防法等関係法律及び当事業所に関係行政機関等から通知されている事項について遵守いたします。

## 8. 利用料及びその他の費用

### (1) サービス利用料

認知症対応型共同生活介護の利用料は、要支援・要介護度に応じた料金表（別紙参照）となります。介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護サービスに係る費用の1割、2割又は3割とします。

### (2) その他の利用料金

- ① 家賃 月額 29,400円
- ② 水道光熱費 月額 15,300円
- ③ 食材料費 日額 980円  
(朝食300円、昼食300円、夕食380円)
- ④ 日用品費 実費  
(おむつ代、シャンプーや洗剤など)

その他の利用料金について1か月に満たない利用期間の場合は、その利用日数により日割り計算とします。

### (3) 利用料金の支払

- ① サービス利用料は月末精算とし、翌月25日（銀行休業日は翌営業日）に、あらかじめ登録していただいた銀行口座から引き落としさせていただきます。
- ② 利用料及びその他費用並びに損害賠償の支払いは、契約者本人様が支払うこととなりますが、身元引受人様を連帯保証人とします。（契約者様に代わりお支払いいただくことがございます。）

## 9. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 来訪・面会 特に時間の制限はありませんが、他の利用者の迷惑にならないようご配慮下さい。
- (2) 外出・外泊 外出、外泊は心身の状況に無理がない限り制限は致しません。ご希望の場合は職員に行先・帰宅時間をお申し

出下さい。ただし、3ヶ月以上不在となる時は、契約の解除となることもありますのでご注意ください。また、不在の日であっても家賃をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

- (3) 喫煙 喫煙は決められた場所をお願いします。  
タバコ・ライターは事務室にて管理させていただきます。
- (4) 現金・貴重品の管理 現金・貴重品の管理には十分留意して下さい。  
紛失等で他の利用者の迷惑になることもありますので、事務室での保管もご検討下さい。
- (5) 迷惑行為 宗教・政治活動・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。他の利用者の迷惑にならない活動は制限しません。
- (6) 郵便物 郵便物をご本人にお渡しします。なお、事務室での委託管理に関わるものについては、利用者等とご相談の上、当事業所職員が管理できますので、ご相談下さい。
- (7) 持ち込み 危険物の持ち込みはご遠慮下さい。  
その他、持ち込みたい物の希望がある場合はご相談下さい。

## 10. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び非常災害に対する具体的な避難計画等に基づき、職員並びに利用者が参加する、消火、通報又は避難訓練を実施するなどの非常災害対策を行います。

防火管理者 高橋 孝正

## 11. 相談・苦情申立窓口

当施設のサービスについて及び利用者についてのご相談や、ご不明の点、疑問、苦情がございましたら担当者にご相談下さい。

相談時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30

(上記の時間での相談が難しい場合は、検討いたします。)

相談場所 グループホームうらやす事務所

電話 022-383-3860

担当者 高橋 孝正 神童 和紀

○第三者委員 みずほ監事 福田 忠夫

みずほ評議員 荒谷 正咲

○外部苦情解決窓口 名取市健康福祉部介護長寿課

電話 022-384-2111

宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課  
 電話 022-222-7700  
 宮城県仙台保健福祉事務所  
 電話 022-365-3153

12. 協力医療機関

名 称	森内科クリニック
院長名	森 精一
所在地	名取市下余田字鹿島 86 番地 5
電話番号	022 - 383 - 3070

名 称	千葉神経内科クリニック
院長名	千葉 健
所在地	仙台市宮城野区榴岡 2 丁目 1 番 15 号 大内ビル 3 階
電話番号	022 - 295 - 3035

名 称	イムス明理会仙台総合病院
院長名	藤谷 恒明
所在地	仙台市青葉区中央 4 丁目 5 番 1 号
電話番号	022 - 268 - 3150

名 称	社会医療法人康陽会 中嶋病院
院長名（理事長名）	中嶋 康之
所在地	仙台市宮城野区大槻 15 番 27 号
電話番号	022 - 291 - 5191

名 称	仙台第一歯科医院
院長名	斎藤 修
所在地	仙台市宮城野区萩野町二丁目 5-4-102
電話番号	022 - 238 - 6070

介護サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 名取市下余田字鹿島 86 番地 5  
社会福祉法人みずほ  
理事長 森 精 一

事業所 名取市下余田字鹿島 86 番地 5  
グループホームうらやす  
管理者 高 橋 孝 正

説明者

私は、本書面により、事業所より介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者

身元引受人

利用者との続柄 ( )